

○厚生労働省告示第二百二十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、平成二十三年四月一日をもってその名称及び当該登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月六日

厚生労働大臣 細川 律夫

1 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関の名称の変更

変更後の登録検査機関の名称	変更前の登録検査機関の名称
一般財団法人上越環境科学センター	財団法人上越環境科学センター
一般財団法人新潟県環境分析センター	財団法人新潟県環境分析センター
一般財団法人日本文化用品安全試験所	財団法人日本文化用品安全試験所
一般社団法人日本海事検定協会	社団法人日本海事検定協会
一般財団法人沖縄県環境科学センター	財団法人沖縄県環境科学センター

2 食品衛生法第四条第九項の登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称の変更

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称
一般財団法人上越環境科学センター	一般財団法人上越環境科学センター	財団法人上越環境科学センター
一般財団法人新潟県環境分析センター	一般財団法人新潟県環境分析センター	財団法人新潟県環境分析センター
一般財団法人日本文化用品安全試験所	一般財団法人日本文化用品安全試験所東京事業所	財団法人日本文化用品安全試験所東京事業所
一般財団法人日本文化用品安全試験所	一般財団法人日本文化用品安全試験所大阪事業所	財団法人日本文化用品安全試験所大阪事業所